

玉野市における軽度者に対する福祉用具貸与の 例外給付に係る確認方法について

要介護１以下（「自動排泄処理装置」（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については要介護３以下）の軽度者に対する「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く）」及び「自動排泄処理装置」の福祉用具貸与については、厚生労働大臣が定める特定の状態像に該当するものについては算定（例外給付）が可能で、その判断については次のとおりとします。

○ 判断の順序

①要介護認定の認定調査結果から判断

次の別表１の定めるところにより、直近の認定調査の基本調査結果を用いて、貸与が必要と判断された場合。→市に「確認申請」の手続きは不要

②対象外種目のア(二)及びオ(三)について主治医から得た情報等から判断

別表１の「車いす」及び「車いす付属品」については「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、「移動用リフト（つり具の部分を除く）」については「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」であることを、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより把握し、貸与が必要と判断された場合。→市に「確認申請」の手続きは不要

別表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア ・ 車いす ・ 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査１－７ 「３. できない」 基本調査に該当項目なし
イ ・ 特殊寝台 ・ 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－４ 「３. できない」 基本調査１－３ 「３. できない」
ウ ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３. できない」

エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査３－１ 「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査３－２～３－７のいずれか 「２．できない」 又は基本調査３－８～４－１５のいずれか「１．ない」以外 その他主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査２－２ 「４．全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査１－８ 「３．できない」 基本調査２－１ 「３．一部介助」又は「４．全介助」 基本調査に該当項目なし
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査２－６ 「４．全介助」 基本調査２－１ 「４．全介助」

※「昇降座椅子」の貸与について

移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断すること。（「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要がある、「畳からポータブルトイレ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるため。）

【参考】平成 19 年 3 月 30 日付け 厚生労働省振興課通知

- ③ 上記①にかかわらず、次の i) ～ iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合であっては、これらについて、市が書面等確実な方法により確認できる場合、例外給付が認められる。

→市に「確認申請」の手続きが必要

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者

○ 確認の判断基準

確認 「可」 の判断	㊤ 確認申請書の<u>全ての項目</u>に、必要事項が適切に記入・チェックされていること。 <u>※注意事項</u> ○医師の医学的な所見を入手した後、サービス担当者会議を開催し、福祉用具の例外給付が自立支援に役立つかを検討すること。 ○「医師の医学的な所見」中、「医療機関名・医師名」、「医師への確認日」及び「当該福祉用具貸与が特に必要な理由（医師の医学的な所見）」の欄は、主治医意見書、医師の診断書又は居宅（介護予防）サービス計画から必要事項を転記すること。 ○「心身の状況等」の欄に疾病名等のみが記載されており、例外給付の対象とすべき状態像が具体的に明らかにされていない場合は、確認「否」の判断とします。 ㊥ サービス担当者会議における福祉用具貸与の例外給付についての検討内容が分かるように、サービス担当者会議の記録等が添付されていること。 <u>なお、貸与が特に必要と判断した箇所にマーカー等で印をすること。</u> ※㊤、㊥の全てを満たしている場合は、確認「可」の判断とする。
確認 「否」 の判断	※上記㊤、㊥の内、一つでも満たしていない場合は、確認「否」の判断とする。

○ その他留意事項

「確認申請書」の提出時期について

- ・下記のいずれかの場合には、「確認申請書」および添付書類をご提出ください。

- (1) 軽度者が、初めて福祉用具貸与の例外給付を利用しようとするとき

※要介護2以上の者（「自動排泄処理装置」については要介護4以上の者）が、要介護更新認定・状態区分変更の認定の結果、要支援1、要支援2および要介護1（「自動排泄処理装置」については要介護3以下）になり、福祉用具貸与の例外給付を利用しようとするときを含む。

- (2) 福祉用具の例外給付の利用者についての要介護更新認定・状態区分変更の認定後
にするサービス担当者会議の開催後（開催日以降概ね1ヶ月以内に提出）
- (3) 福祉用具の例外給付の利用者についての心身等の状況等の変化があったとき
- (4) その他、玉野市が必要と判断したとき

※継続して貸与を受けるためには、上記（2）～（4）のいずれかに該当する場合、再度、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを行った上で、確認申請書を玉野市長寿介護課介護保険係に提出する必要があります。

※玉野市が「否」の判断をした場合、上記（1）については当初から、また、上記（2）、（3）については提出日の翌月分から福祉用具貸与の例外給付の対象外となります。

※玉野市の「可」の判断がない状態（遡及期間を除く）で福祉用具の例外給付の利用・給付が行われていたことが判明した場合、不適切な給付として返還を求めることがあります。

算定可能開始期について

- ・申請書受付印の日付（申請日）に遡って算定可能となります。

予防給付の場合の「確認申請書」の提出者

- ・地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成している場合
→当該地域包括支援センターの担当者
 - ・地域包括支援センターが介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託している場合
→当該居宅介護支援事業所の担当者
- ※福祉用具貸与事業者からの提出は受付られません。

確認申請書の提出先及び返送について

- ・本市への「確認申請書」の提出先
玉野市長寿介護課介護保険係の窓口へ持参してください。
- ・ケアマネジャーへの返送について
確認作業が必要であるため後日になります。

確認申請書の様式について

確認申請書の様式については本市ホームページよりダウンロードすることができます。

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について（フロー図）

